

## 山口市介護相談員派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護サービス(以下「サービス」という。)の提供の場に介護相談員を派遣することにより、介護サービス利用者(以下「利用者」という。)の不安、不満や疑問にきめこまやかに対応するとともに、利用者と介護サービス提供事業者(以下「提供者」という。)の橋渡しを行うことにより、サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 山口市介護相談員派遣事業(以下「本事業」という。)の実施主体は、山口市(以下「市」という。)とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。

### (対象となるサービス)

第3条 本事業の対象となるサービスは、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第26項に規定する施設サービス、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス、同法第115条の4第1項、同条第2項又は同条第3項を提供する事業所等のサービスとする。

### (介護相談員の派遣)

第4条 市は、提供者に介護相談員を派遣する。

2 派遣時期、派遣日数等は、提供者との事前協議により決定するものとする。

### (介護相談員の業務内容等)

第5条 介護相談員は、提供者のサービス事業所を順次訪問することとし、その業務内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 利用者や家族の話聞き、相談にのる。
- (2) サービスの現状把握に努める。
- (3) 提供者の管理者や従事者に相談内容を報告し、意見交換をする。
- (4) 利用者に自分の連絡先を周知する。
- (5) その他、目的を遂行する上で必要と認められる業務。

2 介護相談員は、提供者に対して、サービスの提供等に関して、改善すべき点や

提案等がある場合には、速やかに提供者の管理者に意見具申するものとする。

- 3 介護相談員は、利用者と提供者の間の橋渡し役となって、利用者の疑問、不満や心配事等に対応し、サービスの改善が図られるように努めるものとする。

(秘密を守る義務)

第6条 介護相談員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。